

事務事業名	真岡地区暴力団追放対策協議会参画事業				担当	市民生活部 市民生活課 市民生活係			
政策名	D	自然と潤いがある安全快適なまちづくり				増補版施策名			
施策名	9	防犯対策の推進				<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ			
法令根拠	暴力団対策法、真岡市暴力団排除条例、真岡市暴力団排除条例施行規則					<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和63年度～）			
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	1. 総務管理費	13. 諸費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	暴力団による住民や関係機関団体等への不当な妨害圧力、犯罪行為等を排除することを目的とした真岡地区暴力団追放協議会活動へ参画するため、活動への参加と負担金の支出をしている。 真岡地区暴力団追放対策協議会は、真岡警察管内の1市2町と関係団体により構成され、暴力団の排除と、暴力団排除意識の高揚を目的として活動している。 協議会の事業は、警察だよりの中での管内住民への広報啓発、関係団体の研修会の開催、市民からの相談への対応、暴力団追放決起大会の開催などを実施している。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 協議会へ負担金の支出、会議への参加、広報紙の配布 広報紙「警察だより」65,400部印刷 暴力団追放決起大会を開催（隔年開催） 2年度計画 元年度と同じ 広報紙「警察だより」は64,600部印刷予定	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	負担金の支出額	千円	810	800	800	800	800
	イ	研修会(大会)への参加回数	回	0	0	0	1	0
	ウ	広報紙発行部数(真岡署管内)	部	110,550	110,550	110,550	65,400	64,600
エ								
オ								
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 真岡地区暴力団追放対策協議会	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	協議会会員の数	人	14	14	14	14	14
	イ	真岡署管内人口	人	117,747	117,217	117,650	116,093	115,500
	ウ							
エ								
オ								
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 住民の暴力団排除意識の高揚を図る	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	真岡地区暴力団追放対策協議会の事業に参加した回数	回	9	9	9	10	9
	イ							
	ウ							
エ								
オ								
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 安全安心のまちづくり	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	真岡市で生活するうえで犯罪に不安を感じている市民の割合(市民意向調査)	%	54.3	51.2	54.3	53.0	52.0
	イ							
	ウ							
エ								
オ								

(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳						
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	810	800	800	800	800	
	事業費計(A)	千円	810	800	800	800	800	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2
		延べ業務時間	時間	20	20	20	20	20
		人件費計(B)	千円	83	83	83	81	81
トータルコスト(A)+(B)		千円	893	883	883	881	881	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	暴力団による住民や企業等への不当な妨害圧力、犯罪行為等を排除するため協議会が結成され、事業に参画した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	暴力団対策法の施行により、従来の暴力などの威力を示した犯罪は減少したが、企業や行政を対象とした巧妙な手口の脅迫や詐欺などの犯罪が多い。 平成25年1月に真岡市暴力団排除条例を施行、市は暴力団排除に関する施策の推進や関係行政機関・団体・市民等との連携、市民等は当該施策への協力や関係行政機関への情報提供等、各々の責務が明らかになった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	市民の安全安心を守るための事業として、市民が連携、団結して暴力団に対応することが必要だとの意見が多く出ている。